

2023年11月6日

各位

「公益信託ENEOS水素基金」2023年度 助成対象者の決定について
～水素エネルギーによるサステナブルな社会の実現に向けて～

当社（社長：齊藤 猛）は、当社が設立した「公益信託ENEOS水素基金（運営委員長：北川 進 京都大学高等研究院 特別教授、受託者：三井住友信託銀行）」の2023年度助成対象者を次の6名に決定したことをお知らせいたします。

(敬称略)

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| 高石 慎也 (たかいし しんや) | 東北大学 大学院 理学研究科 准教授 |
| 中村 将志 (なかむら まさし) | 千葉大学 大学院 工学研究院 共生応用化学コース 教授 |
| 三木江 翼 (みきえ つばさ) | 広島大学 大学院 先進理工系 科学研究科 応用化学専攻 助教 |
| 織田 晃 (おだ あきら) | 名古屋大学 大学院 工学研究科 助教 |
| 下山 裕介 (しもやま ゆうすけ) | 東京工業大学 物質理工学院 教授 |
| 寺村 謙太郎 (てらむら けんたろう) | 京都大学 大学院 工学研究科 分子工学専攻 教授 |

当社は、脱炭素に向けた水素社会の早期実現に貢献することを目的に、2006年3月に本基金を創設しました。本基金は、水素供給に関する研究助成に特化した公益信託としては我が国初のものであり、水素供給に関する「独創的かつ先導的な基礎研究」に対し、年間総額5千万円（1件あたりの上限1千万円）の研究助成金を今後約12年間にわたり安定的に交付することが可能な規模を有しています。

本年度は、42件の応募の中から、本基金の運営委員会による厳正な審査を経て、上記助成対象者を決定しました。また、研究助成金贈呈式は11月20日（月）に開催いたします。

当社は、ENEOSグループの長期ビジョンにおいて「エネルギー・素材の安定供給」と「カーボンニュートラル社会の実現」との両立への挑戦を掲げており、その達成につながる本基金を通じて、水素社会の実現に貢献してまいります。

<添付資料>

1. 2023年度 助成対象者および研究テーマ
2. 「公益信託ENEOS水素基金」の概要

以上

2023年度 助成対象者および研究テーマ

第1分野<水素製造技術>

たかいし しんや
高石 慎也 (東北大学 大学院 理学研究科 准教授)

“水素同位体の量子ふるい機構解明と常温 H₂/D₂ 分離 “

なかむら まさし
中村 将志 (千葉大学 大学院 工学研究院 共生応用化学コース 教授)

“アイオノマー構造制御によるアルカリ水電解反応の活性化 “

みきえ つばさ
三木江 翼 (広島大学 大学院 先進理工系 科学研究科 応用化学専攻 助教)

“半導体ポリマーを用いた光触媒による可視～近赤外光水素製造 “

第2分野<水素貯蔵・輸送に関する技術>

おだ あきら
織田 晃 (名古屋大学 大学院 工学研究科 助教)

“水素社会実現に資する革新的省貴金属触媒の自在簡易設計学の開拓 “

第3分野<CO₂固定化・削減技術>

しもやま ゆうすけ
下山 裕介 (東京工業大学 物質理工学院 教授)

“光熱変換エアロゲルによる CO₂ 回収・供給システムの開発 “

てらむら けんたろう
寺村 謙太郎 (京都大学 大学院 工学研究科 分子工学専攻 教授)

“希薄 CO₂ 条件下で駆動する二酸化炭素電解システムの開発 “

以 上

「公益信託 ENEOS 水素基金」の概要

| | |
|---------|--|
| 信託目的 | 地球環境と調和したエネルギーである水素エネルギーの供給に関する基礎研究への助成を行い、もって水素社会実現に貢献することを目的とする |
| 信託財産 | 約7億円（2023年9月末現在） |
| 年間助成金額 | 総額5千万円以内とする（1件あたりの上限は1千万円とする） |
| 助成する研究 | 水素エネルギーの製造・輸送・貯蔵およびCO ₂ 固定化に関連する技術分野で、独創的かつ先導的な基礎研究を対象とする |
| 助成対象者 | 大学や公的研究機関等、営利を目的としない国内研究機関に所属し、「助成する研究」に合致する研究を行う者 |
| 募集・選考方法 | 公募とし、当公益信託の運営委員会にて審査する |
| 委託者 | ENEOS株式会社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行 |
| 主務官庁 | 経済産業省 |

＜公益信託について＞

公益信託とは、委託者が、財産を一定の公益目的のために信託銀行（受託者）に拠出し、設定した公益信託（公益信託契約）に従って、信託銀行がその財産を管理・運用し、公益のために役立てる制度であり、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、様々な金銭給付型の公益事業に活用されている。

なお、公益信託の設定にあたっては、主務官庁の許可が必要となる。

